

監査報告書

令和2年5月12日

学校法人 峯徳学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 峯徳学園

監事 河西 邦世



監事 新海 今朝巳



私たちは、学校法人 峯徳学園の監事として、私立学校法第37条第3項の規定に基づいて、同学園の業務及び令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における計算書類「資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに付属明細表（基本金明細表、固定資産明細表、借入金明細表）」について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また上記の計算書類は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠して、学校法人 峯徳学園の令和2年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。